

China Tax Monthly (中国税務月報)

2024年8月



確定申告のメインテーマから見る個人所得税リスクの識別と防止

2024年6月30日、2023年度の個人所得税確定申告は終盤を迎えた。「高効率、便利、強力なコンプライアンス、厳格な規制」は、当年度の確定申告のメインテーマである。

「高効率、便利」は、中国税務デジタル化、システムのアップグレードと最適化を基に、電子化税務システムが税務関連事項の処理速度を大幅に向上させたことに反映されている。本人確認情報の実名認証に基づき、ほかの政府部門とデータを共有することにより（出入国管理局のシステムとはまだ自動的にリンクされていない）、税務システムは、納税者が税金還付又は追徴課税の通知をより迅速に受け取れるよう、納税者の課税状況に応じたリマインドサービスを提供している。

●税金還付申請について、還付金は申請日から起算して7~10営業日以内に入金される。税金還付時に書類の追加、異議申し立てなどの特別なケースが発生した場合、主管税務機関は遅くとも15営業日以内に電話又は個人所得税アプリの情報窓口を通じて納税者に連絡し、関連処理を行う。

●追徴課税対象者に関しては、個人所得税アプリを通じて確定申告を提出した後、スマートフォン（スマホ）の電子決済で税金納付を直接完了することができる。

「強力なコンプライアンス、厳格な規制」は、完備されつつある中国の確定申告制度と申告ルート、及び税務システム機能のアップグレードに反映されるほか、税務関連問題について、年末確定申告提出後直ちに自動的に識別され、処理されることを示している。例えば、企業の月次源泉徴収申告において外国籍従業員の免税所得が控除されている（すなわち、外国籍個人の免税補助金を適用した）ものの、年末の確定申告の際に、その個人が「特別付加控除」を提出して税金還付を申請した場合、税務システムは自動的に「異常」と識別し、税金の還付申請を却下する。

また、税務機関は監督管理機能を積極的に履行し、システムが異常な状況と識別した「早期警告」について、電話又はメールで企業と個人に問い合わせ、コンプライアンス要件である旨を強制的に伝達する。

中国籍個人の国外所得申告に対する税務機関のコンプライアンス規制は、ますます強化されている。2019年の個人所得税改革後、最初の確定申告シーズンに先立ち、中国国家税務総局と財務部は共同で、2020年3月に中国納税居住者の国外所得に係る個人所得税政策と申告に関する公告を公布した。中国納税居住者の国外所得に係る納税の規定は個人所得税改革後の新規定ではなく、同公告では、個人所得税の初めての確定申告時点に合わせ、中国納税居住者の国外所得は年度確定申告において申告する必要があることを

改めて強調した。

近年、税務機関は、企業が規定に従って提出した中国からの駐在員の国内外における所得状況に加え、国境を越えた情報交換を通じ、国外所得について中国で納税申告を行う必要のある個人の情報とその国外所得の状況を把握している。2024年から、税務機関は中国籍個人に直接連絡するか、又は企業を通じて個人に連絡し、個人が国外所得の申告を完了するよう積極的に促している。今後、税務機関が国外所得について中国で確定申告を行っていない中国籍個人に対して、税務査察を実施するかどうかの動向に引き続き注目する必要がある。

外国籍個人の国外所得申告について、今後は2019年からスタートしている“6年ルール”に留意する必要がある。つまり、外国籍個人が中国に累計183日を超えて滞在する年度が連続して6年未満の場合、中国が源泉地ではなく、中国企業、個人に支払われたものでもない収入について、納税義務が免除される制度がある。さらに、そのいずれかの年度に、一度に連続して30日以上中国から離れていれば、当累計183日を超える滞在年度の計算がリセットされる。

上記6年ルールの下で、7年目、かつ滞在日数が同じく183日を超えると、当該個人の“全世界所得”を中国にて申告、納税する義務が生じる。外国籍駐在員の場合は、給与性質の収入は通常すべて中国が源泉地と見なされるため、上記6年ルールの対象ではない。

株式報酬について、2023年下半期より、各地の税務機関の調査は「年度内における複数回の株式報酬の合算納税、及び企業が株式報酬に係る個人所得税を源泉徴収する時点」を中心に実施される。具体的なリスクは主に下記の通りである。

●主管税務機関は、データの照合を通じて関連検査を実施する。個人が1納税年度中に同一会社から複数回にわたり株式報酬所得を受け取ったり、異なる企業又は同一会社の異なるエンティティから株式報酬所得を受け取り、かつ合算申告と納税を行っていない場合、個人が現在所属する雇用先から納税者に税金を適時に申告・追納するように告知・督促することを要求する。

●主管税務機関は、株式報酬届出の関連提出資料を個人所得税申告のデータと照合する。正確な申告納税時点に基づいて従業員の株式報酬所得に係る個人所得税を源泉徴収していない企業に対して、適時に申告を訂正し、税金を追納することを要求する。

中国の企業が従業員を海外に派遣する場合（海外駐在員）、翌年2月28日までに主管税務機関に駐在員の状況を報告しなければならない。2023年度（2024年2月28日までに提出）居住者個人海外派遣の「駐在員出国に係る個人所得税事項報告表」（以下、「駐在員報告表」）は、2022年度の項目に「国内・国外総収益」、「国内源泉徴収済みの個人所得税課税所得」及び「国外の納税状況」の情報が追加され、かつ当該3項目はすべて必須項目である。税務機関が海外駐在員の国外所得申告に対して監督管理を強化していることが読み取れる。さらに、一部の企業は、主管税務機関から、海外派遣が終了した従業員の前年度における国外所得の申告状況に関する問い合わせを受けている。

2023年度の確定申告期間において、企業が2024年2月28日までに関連規定に従って税務機関に駐在員報告表を提出したものの、期末の確定申告において従業員が国外所得を申告していない場合、税務システムは申告を却下し、国外所得の申告及び税金の納付を要求する。特に、一部の従業員が個人所得税アプリを通じて期末の確定申告及び税金還付申請（追加の特別付加控除情報の提出など）を自ら行う際、企業が提出した駐在員報告表に当該従業員も含まれているため、システムは自動的にその税金還付申請を「異常」として識別・却下し、かつ国外所得の申告を完了するよう要求するケースもある。

非居住者個人の申告は、税務機関の後続管理における注目点の1つであり、かつ企業や個人に関連する税務リスクをもたらすこととなる。

例えば、ある企業が、2023年度の確定申告期間（2024年3月1日から同年6月30日まで）において、外国籍従業員から提出され

た 2023 年度の出入国記録を確認したところ、当該従業員の中国における実際の居住日数は 183 日未満であること（非税務居住者）を発見した。当該従業員は通年中国で勤務するため、企業は年初に当該従業員を税務居住者と判断し、月給の源泉徴収を行った。関連規定に従い、住所を有しない個人をいったん居住者個人として判断し、居住日数の短縮により居住者個人の要件を満たさない場合は、翌年の 1 月 15 日までに非居住者個人として未払税額を改めて計算しなければならず、税金の申告・追納に対しては延滞金を別途徴収しない。しかし、当該外国籍従業員は中国における居住日数の定義を完全に理解できていないため、海外休暇や出張の期間も中国での居住日数にカウントされると誤って認識し、企業が年末に個人の実際の税務居住者に関する情報を収集する際、正確な情報を提供しなかった。

本事例の期限後申告により生じた延滞金は、相応する追納税額に対して、1 日あたり 0.05% で徴収される。これは、個人や企業にとって回避できる不要な課税コストである。

提案

●雇用主は、中国国外に派遣された海外駐在員に対し、中国における個人所得税の申告義務、特に国外所得の申告（個人所得税アプリでは期末の確定申告を正確に行えないこと）について、従業員がどのように関連する申告を行うのか、また、企業が個人の確定申告をサポートできるか否かを事前に周知する。

●関連企業は定められた期日内（2 月 28 日まで）に、前年度のすべての海外駐在員リスト及びそれぞれの収益や納税情報をまとめ、必要な情報を可能な限り網羅的に収集する（例えば、国外所得には現金及び現金以外の福利厚生分が含まれ、それらを合算して報告表の該当する欄に記載しなければならない）。

●駐在員の海外派遣期間中の報酬が 100% 国内で支給され、かつその全額に対して源泉徴収を行っている場合、実務上、国外で納付された個人所得税は確定申告時に控除又は税金還付申請を行うことが非常に困難である。このため、企業は派遣初期に派遣国・地域の個人所得税に係るコンプライアンス要件を十分に把握し、派遣の実施に合わせて合理的に報酬額を設定又は調整する。これにより、二重課税を可能な限り回避し、企業の派遣コストを削減することができる。

●中国で雇用されている外国籍従業員については、税務居住者及び“6 年ルール”について、中国での滞在状況を把握する内容を含めて社内ガイドライン、リスク提示体制を構築し、企業、従業員間で必要なコミュニケーションを取り、積極的に管理するよう提案する。さらに、個人と企業の納税義務、源泉徴収義務、費用負担などの管理を容易にできるよう、タックスブレイク制度（連続 30 日を超えて中国から出国する）の導入を検討する。

●企業は、従業員の株式報酬に係る税務処理に対してヘルスチェックを積極的に実施し、雇用主の告知義務を履行する。例えば、入社段階ですべての新入社員に注意喚起し、以前の雇用先で株式報酬所得を受け取っており、かつ現在の雇用先で同一納税年度において株式報酬所得の受け取りが見込まれる従業員の場合、後続の所得の合算申告のために、以前の雇用先における株式報酬所得の情報を報告するよう推奨する。

●株式報酬の全体的なプロセスを整理し、株式報酬（税務）カレンダーを作成・整備する。株式報酬所得の納税申告時点（申告所属月）が株式報酬の権利行使又は解禁日と一致することを確認し、後期における unnecessary 訂正及びそれによるマイナス影響を回避する。

上記が、本年度の確定申告においてよく見られるリスクポイントと、リスク管理の要点の概要である。確定申告時に注目される重要なリスク分野は、確定申告後においても依然として注目される。企業は、税務機関からさまざまな問い合わせを受ける。一般的には、所属する主管税務機関が電話やメールにより関連企業の税務、財務又は人的資源部門の責任者に直接連絡し、税務システムによって自動的に識別された「異常」について、企業が自主的に調査し、解釈・説明を行い、適時に是正されるよう要求する。個人は、関連給与項目に対して、企業による税務処理の調整の影響を受けることとなる。

個人所得税は納税者個人の義務であるものの、個人所得税リスクは、個人だけでなく企業にも関係する。実務上、各地の税務機関は税務システムにおいて「異常」な税務リスクを識別した際、より速く、より効果的に関連する問題を理解・解決するため、先に企業へ協力を求める傾向がある。これは、企業の個人所得税リスク管理に対して、より高いレベルを要求していることを示すとともに、企業や個人に対しても、これまで個人所得税を重要視していない場合は、相応のリスク管理への意識をより高める必要があることを注意喚起している。

(MUFG BK 中国月報 2024 年 8 号に掲載)

Contact us お問い合わせ先

(執筆者連絡先)

KPMG 中国 華中地区日系企業サービス

税務パートナー

徐潔 (Xu Jie)

中国上海市静安区南京西路 1266 号 恒隆広場ビル 2 25F

Tel: +86-21-2212-3678 E-mail: jie.xu@kpmg.com